# 情報の不正利用を防止する技術の現状

第8回 営業秘密の保護・活用に関する小委員会

平成29年2月15日

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス 水越 尚子 様

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 中川 文憲 様

# 技術的制限手段に関する現状

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス 2017年2月15日

# BSA ソフトウェアに関するビジネスモデルの変化

### 1.パッケージ販売(従前)



開発された プログラム



製品 パッケージ



流通会社 や店舗等 から購入

媒体からPC等に インストールし て使用



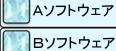
### 2.ダウンロード提供(現在)



開発された プログラム



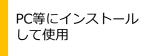
ソフトウェア インストール用の ファイルをサーバー 上にアップロード



Bソフトウェア



ウェブサイトから インターネット経 由でインストール 用のファイルを ダウンロード

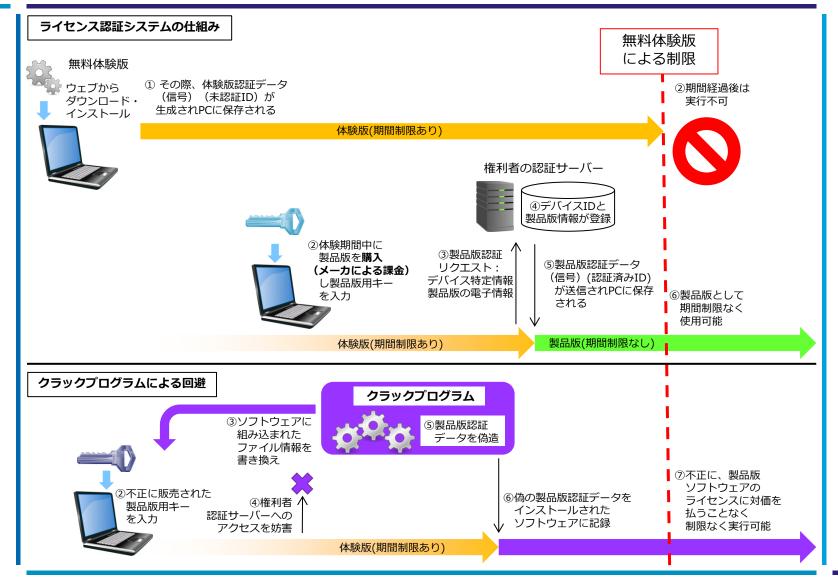




#### 背景・特徴

- ※PC内の記憶容量の 増大・低価格化
- ※回線の高速化
- ※インストール用媒体 なし

# **一 ライセンス認証システムの仕組みと BSA クラックプログラムによる回避**



# BSA オークションサイトでの出品と削除要請

2016	削除依頼数 (全体)	プロダクトキ 一を含む出 品	2015	削除依頼数 (全体)	プロダクトキ 一を含む出 品	2014	削除依頼数	プロダクトキ 一を含む出 品
1月	5559	3132	1月	29610	26218	1月	11345	8362
2月	6000	3737	2月	14613	11103	2月	16270	12035
3月	6100	3021	3月	8389	5689	3月	16330	14387
4月	4427	2720	4月	9996	5696	4月	27870	19118
5月	4055	2610	5月	10740	4092	5月	20298	12850
6月	3617	2068	6月	13765	2108	6月	27797	17552
7月	3758	2259	7月	6527	2113	7月	34547	22410
8月	4047	2053	8月	5419	2591	8月	32465	19282
9月	4018	1838	9月	5463	2276	9月	28037	20073
10月	4811	2076	10月	5754	2360	10月	27175	21102
11月	5464	2342	11月	4785	2389	11月	22723	17842
12月	5345	1999	12月	5035	2465	12月	28010	23544
合計	57201	29855	合計	120096	69100	合計	292867	208557
月平均	4767	2488	月平均	10008	5758	月平均	24406	17380

<sup>※</sup>BSA会員企業分のみ。 プロダクトキーは、当該出品の削除要請に関心のある企業分のみ

<sup>※2014</sup>年から2016年にかけて、不正競争防止法違反の刑事判決が出た際の広報により、有効なメッセージを出すことができたと考える

# BSA エンフォースメント上の課題

- ✓ クラックプログラムの販売は、法的位置づけが不明として、オークションサイトにおいて削除されないケースが多い
- ✓ クラックプログラムの販売に関して不正競争防止法違反として 警察でも捜査がなされ、一部案件については捜査・起訴を経て これを認める判決が出ている(次頁以降参照)
- ✓ 捜査機関より、不正競争防止法の技術的制限手段の定義(法第 2条第7項)の「ともに」の解釈等につき疑義が示される。
- ✓ 警察/検察庁により起訴に至らないケースが相次ぎ起こっており(少なくとも、2014年9月から現在までの間で、明確に認識されているだけで10件中6件)、当該不正な販売がそのまま放置される結果となっている

# 裁判例(刑事)

### 1. 福井簡易裁判所 50万円の罰金刑の略式命令

- ✓ 2014年10月5日、福井簡易裁判所は、不正競争防止法違反で50万円の罰金 刑を科す略式命令
- ✓ 試用版につき、ライセンス認証を回避させ、不正なプロダクトIDをユーザーパソコン内に偽造・偽装することで、使用期間や機能制限のない製品版プログラムとしての実行を可能にするクラックプログラムを提供した事例

# 宇都宮地方裁判所 懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金50万円併科

- ✓ 2014年12月5日、宇都宮地方裁判所が、クラックプログラム販売に対して 不正競争防止法違反を認め、懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金50万円併 科の有罪判決
- ✓ ネットショップを経営する男性が、試用版プログラムのライセンス認証システムによる認証を回避する目的でクラックプログラムを提供

# 3. 神戸地方裁判所 判決 懲役2年(執行猶予5年)、罰金200万円を併科

✓ 2015年9月8日、神戸地方裁判所が、クラックプログラム提供者に対して、 不正競争防止法を適用して、懲役2年(執行猶予5年)、罰金200万円併科 の有罪判決

### 4. 長崎地方裁判所 判決 懲役2年(執行猶予4年)、罰金100万円を併科

✓ 2016年1月12日、長崎地方裁判所が、インターネットオークションでのクラックプログラムの提供が不正競争防止法の禁止する不正競争に当たるとして懲役2年(執行猶予4年)、罰金100万円を併科する有罪判決

# 裁判例(民事)

### 大阪地方裁判所(26部 知財専門部)2016年12月26日判決

- ✓ 2015年9月に神戸地方裁判所が男性に対して判決を下した 刑事事件の後、同男性に対してクラックプログラムの提供が不正競争行為(技術的制限手段の回避)に該当するとして、不正競争防止法4条に基づき損害賠償請求したもの
- ✓ 神戸地裁の刑事判決と同様、クラックプログラムの提供が不正競争防止法の 禁止する不正競争に当たると判断したうえで、原告の損害賠償請求を認めた
- ✓ 不正競争該当性に関して、「原告製品の実行は、原告製品のライセンス取得者以外の者に原告製品の実行をさせないために営業上用いている技術的制限手段であるライセンス認証システムにより制限されていた」と認定したうえ「被告は、原告製品の実行を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する被告プログラムを電気通信回線を通じて提供し、平成27年法律第54号による改正前の不正競争防止法2条1項11号・・・所定の不正競争を行」なったと判断。
- ✓ 損害賠償請求に関して、「被告の行為によって、原告の営業上の利益が侵害されたと認められる」としたうえ、原告が被った損害額について、「原告は被告の行為によって、被告プログラムの販売数量(ダウンロード数)に相当する数量の原告製品を販売する機会を失ったと認められる」と判断
- ✓ 第一回口頭弁論に被告が欠席したため、請求原因事実に関しては自白が成立 しているが、不正競争該当性、損害賠償の算定等については裁判所による法 的判断がなされた

### **BSA**

# 不正競争防止法の適用に関する諸問題

- ✓ ビジネスソフトウェアのライセンス提供方法は、パッケージによる提供から、ダウンロード提供に大きくシフト
- ✓ ビジネスソフトウェア業界においては、ライセンス認証システムが幅広く用いられており、これを回避するクラックプログラムが、インターネットオークションを中心に出回っている
- ✓ クラックプログラムの提供につき、不正競争防止法の適用を認めた刑事の有罪判決及び民事で損害賠償を認める判決が出ている
- ✓ しかしながら、ライセンス認証システムはビジネスモデルの変遷と技術革新により発達し、高度なシステムであるため、現行不正競争防止法に技術的制限手段が規定された頃の定義や回避行為の規定につき、どのように該当するのかが不明確であったり疑義が生じるとして、各権利者は十分なエンフォースメント活動が出来ない状況がある
- ✓ 定義や回避行為につき、現状の技術に合ったものと改定し、また、その解釈指針を示していただくことにより、各権利者が適切なエンフォースメントを行えるようにしていただくよう望む

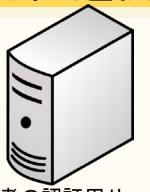
# ありがとうございました





# ゲームソフトに関する回避例

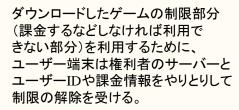
## 正規な利用

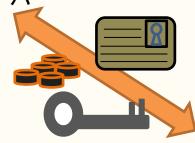


不正な利用



権利者の認証用サーバー





ゲームの制限部分を利用する場合、 情報を偽造し正規に利用できるものだと 偽装したり、情報のやりとりを妨害するよう ゲームを改造する。

上記ゲームの制限にはアクティベーション 方式を利用している場合がある。

例) ・ゲームソフトのダウンロードコンテンツ(アンロック方式)

・スマートフォンのゲームアプリ



